

平成 15 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号: 2766 東証マザーズ)
問 合 せ 先 代表取締役専務 大内 勝樹
TEL: 03-3519-7250

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 15 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、公募による新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | |
|-------------|--|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 3,000 株 |
| (2) 発行価額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定する方式により発行価格決定日（平成 15 年 10 月 1 日（水）から平成 15 年 10 月 7 日（火）までの間のいずれかの日）に決定する。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、日興シティグループ証券会社、三菱証券株式会社、新光証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における価額（発行価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (4) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価額（発行価格）から発行価額（引受人より当社に払い込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込期間 | 平成 15 年 10 月 8 日（水）から平成 15 年 10 月 10 日（金）まで。
なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 15 年 10 月 2 日（木）から平成 15 年 10 月 6 日（月）までとなる。 |
| (6) 払込期日 | 平成 15 年 10 月 9 日（木）から平成 15 年 10 月 16 日（木）までの間のいずれかの日。
すなわち、上記(5)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 15 年 10 月 9 日（木）となる。 |
| (7) 配当起算日 | 平成 15 年 10 月 1 日（水） |
| (8) 申込株数単位 | 1 株 |

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (9) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長塚脇正幸に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類 普通株式
- (2) 売出人及び
売出し株式数 ①引受人の買取引受による売出し分
鬼頭萬太郎 500株
②オーバーアロットメントによる売出し分
日興シティグループ証券会社 上限 525株
①及び②の合計 上限 1,025株
- 上記②の売出しは、公募による新株式発行及び上記①の売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、日興シティグループ証券会社が行う売出しである。本売出しの売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。本売出しの対象となる当社普通株式は、本売出しのために日興シティグループ証券会社が当社株主である塚脇正幸より賃借する株式である。
- (3) 売出価格 未定
なお、公募による新株式発行の発行価格と同一とする。
- (4) 売出方法 ①引受人の買取引受による売出し分
日興シティグループ証券会社に全株式を買取引受けさせる。
②オーバーアロットメントによる売出し分
日興シティグループ証券会社が、上記①の売出しのほかに、公募による新株式発行及び上記①の売出しの需要状況等を勘案し、当社株主である塚脇正幸より賃借する当社株式について追加的に売出しを行う。
ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しも中止する。
- (5) 引受契約の内容 ①引受人の買取引受による売出し分
引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 公募による新株式発行の申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行の払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、当社代表取締役社長塚脇正幸に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 発行新株式数 普通株式 525株
- (2) 発行価額 公募による新株式発行の発行価額と同一とする。
- (3) 割当先及び割当株式数 日興シティグループ証券会社 525株

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 申 込 期 日 平成 15 年 11 月 7 日（金）から平成 15 年 11 月 11 日（火）までの間のいずれかの日。
ただし、公募による新株式発行及び株式売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成 15 年 11 月 7 日（金）から平成 15 年 11 月 11 日（火）までの間のいずれかの日。
ただし、(4) に記載の申込期日と同日とする。
- (6) 配 当 起 算 日 平成 15 年 10 月 1 日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長塚脇正幸に一任する。
- (9) 前記各号については、第三者割当増資による新株式発行の発行価額の総額が 1 億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の新株式発行並びに株式売出しにおいては、新規発行株式 3,000 株の募集及び引受人の買取引受による売出し 500 株を予定しておりますが、その需要状況を勘案し、525 株を上限として、日興シティグループ証券会社が当社株主である塚脇正幸より賃借する当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は、日興シティグループ証券会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（上限株数）に、第三者割当増資の割当を受ける権利（グリーンシューオプション）を、申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与する予定であります。日興シティグループ証券会社は、当社株主である塚脇正幸より賃借する株式の返還を目的として、申込期間終了日の翌営業日からグリーンシューオプションの行使期限までの間、上限株数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。また、日興シティグループ証券会社は、申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主より賃借する株式の返還に充当する場合があります。なお、日興シティグループ証券会社は、安定操作取引で買付けた株式を当社株主である塚脇正幸より賃借する株式の返還に充当する場合における当該株式数及びシンジケートカバー取引により買付けた株式数の合計数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	23,157 株
公募増資による増加株式数	3,000 株
公募増資後の発行済株式総数	26,157 株

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

第三者割当増資による増加株式数	525株
第三者割当増資後の発行済株式総数	26,682株

3. 増資の理由（調達資金の使途）等

(1) 増資の理由（増資調達資金の使途）

今回の増資による手取概算額2,027,000千円については、全額風力発電事業会社への投融資に充当する予定であります。

また、平成15年9月16日に同時に決議した第三者割当増資の手取概算額上限354,975千円（第三者割当増資における申込みが全部行われた場合の見込額）についても、全額風力発電事業会社への投融資に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成15年3月13日払込の有償一般募集による公募増資により558,000千円を調達し、平成15年3月25日払込の有償第三者割当増資により97,650千円を調達しましたが、資金使途に変更はありません。

(3) 業績に与える見通し

本件投融資により、効率的な風力発電所の建設を行い、売上高及び利益の増加を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の事業は多額の資金を必要とするものであり、順調に展開することができた場合、当分の間旺盛な資金需要が続くこととなります。当社としては、株主への利益還元は十分に考慮して経営を推進する所存ですが、何よりも重要なことは当社が持続的に成長発展を遂げることでありと認識しております。

その結果、当社としては事業展開に必要な資金の確保を最優先事項としてとらえ、当分の間配当は実施しない方針であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当については資金需要が落ち着いた段階で予定しており、商法上の配当可能利益とフリーキャッシュフローのバランスを考慮し実施する方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の資金使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応して企業基盤の拡大のため有効に活用していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	第2期	第3期	第4期
	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△29,558円08銭	6,716円33銭	8,851円06銭
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
株主資本利益率	—	4.51%	13.18%
株主資本配当率	—	—%	—%

(注) 1. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本（期末・期首の平均）で除した数値であり、株主資本配当率は、配当総額を株主資本（期末・期首の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

す。なお、第2期の株主資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2. 当社は、以下のとおり新株式の発行を行っております。

平成12年4月28日	有償第三者割当	160株
平成12年6月2日	新株引受権行使	400株
平成12年9月8日	新株引受権行使	22株
平成12年9月13日	有償第三者割当	450株
平成13年2月1日	有償第三者割当	200株
平成13年3月29日	新株引受権行使	3,000株
平成13年7月10日	有償第三者割当	200株
平成13年9月27日	有償第三者割当	625株
平成13年11月13日	有償第三者割当	50株
平成14年6月20日	新株引受権行使	27株
平成14年7月11日	株式分割(1:3)	13,088株
平成15年3月14日	有償一般募集	3,000株
平成15年3月26日	有償第三者割当	525株

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社はストックオプション制度を採用しており、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び権利行使期間は、次のとおりであります。

株主総会の 特別決議日	平成15年8月31日現在			
	新株発行予定残数	発行価格	資本組入額	権利行使期間
平成12年4月24日	276株	16,667円	16,667円	平成14年4月25日から 平成22年4月23日まで

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株発行予定残数、新株予約権の行使時の払込金額、資本組入額及び権利行使期間は、次のとおりであります。

株主総会の 特別決議日	平成15年8月31日現在			
	新株発行 予定残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	権利行使期間
平成14年7月22日	1,000株	200,000円	100,000円	平成16年7月26日から 平成24年7月25日まで
平成15年6月23日	300株	892,226円	446,113円	平成17年7月26日から 平成24年7月25日まで

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

発行形態	発行日	発行株数	発行価格
公募増資（株式公開時）	平成15年3月14日	3,000株	200,000円
第三者割当増資	平成15年3月26日	525株	186,000円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	—	—	600,000	541,000
高 値	—	—	628,000	977,000
安 値	—	—	450,000	532,000
終 値	—	—	531,000	669,000
株 価 収 益 率	—	—	237.2倍	75.6倍

(注) 1.平成16年3月期の株価等については、平成15年9月12日現在で記載しております。

2. 当社株式は平成15年3月14日付をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、平成15年3月期は平成15年3月14日以降の株価を記載しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を1期前の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成15年3月期の株価収益率は、平成14年3月期の1株当たり当期純利益を3で除して得た数値を使用しております。（平成14年7月11日付をもって普通株式1株を普通株式3株に分割しているため）。

(4) ロックアップについて

本募集及び売出しに関し、売出人である鬼頭萬太郎及び大株主である塚脇正幸は、主幹事会社に対して、本募集及び売出しにかかる元引受契約締結日から180日間、当社株式を売却しない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び売出しにかかる元引受契約締結日から180日間は、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行または売却（株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。